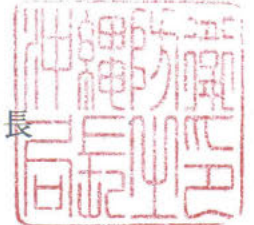


## 行政文書開示決定通知書

殿

沖縄防衛局長



平成27年6月9日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 岩礁破碎等許可書（沖縄県指令農第1381号。平成26年8月28日）
- (2) 岩礁破碎等許可申請書（沖防第2769号。平成26年7月11日）
- (3) 普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等許可申請書の補正について（沖防第3088号。平成26年8月11日）
- (4) 岩礁破碎等許可申請書に係る調整議事録
- (5) 岩礁破碎等許可申請書に係るメール
- (6) 作業停止指示文書（沖縄県達農第281号。平成27年3月23日）
- (7) 審査請求書（沖防第1461号。平成27年3月24日）
- (8) 執行停止申立書（沖防第1462号。平成27年3月24日）
- (9) 決定書（26水管第2801号。平成27年3月30日）
- (10) 弁明書副本の提出について（26水管第2721-1号。平成27年4月27日）
- (11) 反論書（沖防第2710号。平成27年5月28日）

#### 2 不開示とした部分とその理由

- (1) 上記(2)、(3)、(7)、(8)及び(10)の文書のうち、名護漁業協同組合の議長等の氏名及び印影について、氏名は特定の個人を識別することができる情報のため、法第5条第1号に該当するとともに、印影は、公にすることで、当該法人の利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号に該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示としました。
- (2) 上記(4)の文書のうち、議事要旨及び議事録は、沖縄県からなされた岩礁破碎等許可に関するもので、当該許可については、当局が平成27年3月24日に農林水産大臣に対して審査請求を行い、現在も当該審査請求は継続中であることから、これらを公にすることにより、審査請求人としての地位を不当に害するおそれがあることや当該文書は許可申請に係る沖縄県担当者との事前調整の議事録であり、これらを公にすることにより、今後、沖縄県との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

があることから、法第5条第5号及び第5条第6号口に該当するため、これらの情報が記録されている部分を不開示としました。

- (3) 上記(8)、(10)及び(11)のうち、ボーリング調査の予定位置や希少動植物の生息状況を公にすることで、様々な影響を受け、事業の進捗における安全の確保を損なう等、事業の適正な遂行などに支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当するため、これらの情報が記録されている部分を不開示としました。

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は、法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分取消の訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

### 3 開示の実施の方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選択して下さい。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A 4判用紙 2,647枚	①閲覧	用紙100枚までごとにつき100円	2,700円 (実支払額: 2,400円)
	②複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円	26,470円 (実支払額: 26,170円)
	③スキャナにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、用紙1枚ごとに10円を加えた額	26,590円 (実支払額: 26,290円)
ファイル 件数 1件	④電磁的記録(ファイル)を、DVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、ファイル1件ごとに210円を加えた額	330円 (実支払額: 30円)

※ 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。(ただし、1開示請求につき300円を限度とします。)詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

スキャナにより電子化し、PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、スキャナの性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

#### (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成27年7月14日から平成27年8月13日まで(土・日曜日及び休日を除く。)の09:30~17:00まで  
(12:00~13:00を除く。)

場所: 沖縄防衛局(1F)報道室 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

#### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

日数: 「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から7日後までに発送予定

送付に要する切手代(見込み額): ②通常郵便物(定形外)4kgまで1,180円 ③④140円

\* 開示請求受付日 27.6.15  
補正期間 なし  
開示決定日 27.7.9

請求受付番号: 2015.6.15-沖沖B144

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円（オンライン請求の場合は200円。以下同じ。）までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

### 3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求（異議申立て）をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

### 5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

担当： 沖縄防衛局総務部報道室審査係（沖縄防衛局情報公開室） 098-921-8131 内線174

## 【行政文書開示請求の交付に係る手続きについて】

本書面において、行政文書開示請求の交付に係る以後の手続きをご説明致します。本書面ご確認の上、手続き方願います。

### 1 【送付書類】 ご請求頂いた行政文書開示請求について、以下の書類を送付致します。

- (1) 行政文書開示決定通知書
- (2) 行政文書の開示の実施方法等申出書
- (3) 行政文書の開示の実施方法等申出書記入例

### 2 【交付について】

開示の実施については、同封の上記1(2)に記入の上、所要の印紙を貼付し、郵便切手(CDの場合140円)と併せてご提出(ご郵送・ご持参)願います。

ご提出頂いた上記1(2)の内容、収入印紙及び切手を確認した後、開示に係る書面またはCDを作成し、郵送(来局の場合は切手は不要です。※以下参照)により交付致します。

※ 来局により交付を希望する場合は必ず事前に連絡願います。(交付する媒体の作成にお時間(場合により数日)を要するため)

来局により交付を希望する場合は、必ず送付書類の上記1(1)の提示をお願い致します。(ご提示頂けない場合は交付することができない旨ご了承願います。)

なお、交付する媒体の作成に時間を要する場合、ご希望の日時に交付できない場合がある旨ご了承願います。ご足労頂き来局して頂いたのにも拘わらず、その場で交付ができない等の支障が無い様、必ず来局前に事前の連絡をお願い致します。

### 3 【CDによる複数の開示請求の交付について】

開示請求決定が複数ある場合でCDによる交付を希望する場合、1枚で交付することが可能です。その場合、内1件の申出書にCD料金の印紙(100円)を追加で貼付いただくことにより1枚で交付致します。件数毎にCDが必要な場合、それぞれ所要の料金が必要になります。

## 【 申出に係る印紙についての参考 】 ※以下は開示決定通知書中の表

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A4判用紙 〇〇枚	①閲覧	用紙100枚までごとにつき100円	〇〇〇円 ① (実支払額: 〇〇〇円)
	②複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円 (※カラーは20円)	〇〇〇円 ② (実支払額: 〇〇〇円)
	③スキャナにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、用紙1枚ごとに10円を加えた額 (※カラーは20円)	〇〇〇円 ③ (実支払額: 〇〇〇円)

- ※1 申込時に300円分印紙を差引いた  の希望する①~③の額の印紙が必要になります。
- 2 通知が複数ある場合で、CD1枚によりまとめて交付を希望する場合、1件のみ③の額の印紙が必要になります。2件目以降は②の額の印紙となります。(その場合郵送料は140円)
- 3 印紙が超過した場合、または不足した場合は申出書をお受け出来ません。必ず確認の上、貼付願います。

〒904-0295

沖縄県嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部報道室 XXXXXXXXXX

Tel 098-921-8131 (内線174)

※ご不明な点はお問い合わせ願います。

## 行政文書の開示の実施方法等申出書

沖縄防衛局長 殿

記入/願います。 ↓

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

- 行政文書開示決定通知書の番号等  
\* 日付 平成27年7月14日  
文書番号 沖防第3287号

- 求める開示の実施の方法  
下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

* 行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1 閲覧	2 複写機により 複写したものの交付
別紙のとおり		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )	→ 2400
		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )	→ 26170
		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )	↓ 28,290円
		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )	

○ 記入 & 印紙貼付後、送付願います。  
○ 別途、切り(DVD-R9場合 140円です。)を同封願います。

- 開示の実施を希望する日  
平成 年 月 日

↓ 30円です

- 「写しの送付」の希望の有無 有：送付に要する費用 ② 円 ③ 円 無

開示実施手数料	ここに収入印紙をはってください	(受付印)
_____ 円		

\* 担当課等  
沖縄防衛局総務部報道室 TEL098-921-8131 (内174)

請求受付番号： \_\_\_\_\_  
申出受付番号： 沖27-

※ 別紙は235で添付し可なり  
送付不要です。

別紙

行政文書開示決定通知書（沖防第3287号。平成27年7月14日）  
における開示決定文書

- (1) 岩礁破碎等許可書（沖縄県指令農第1381号。平成26年8月28日）
- (2) 岩礁破碎等許可申請書（沖防第2769号。平成26年7月11日）
- (3) 普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等許可申請書の補正について（沖防第3088号。平成26年8月11日）
- (4) 岩礁破碎等許可申請書に係る調整議事録
- (5) 岩礁破碎等許可申請書に係るメール
- (6) 作業停止指示文書（沖縄県達農第281号。平成27年3月23日）
- (7) 審査請求書（沖防第1461号。平成27年3月24日）
- (8) 執行停止申立書（沖防第1462号。平成27年3月24日）
- (9) 決定書（26水管第2801号。平成27年3月30日）
- (10) 弁明書副本の提出について（26水管第2721-1号。平成27年4月27日）
- (11) 反論書（沖防第2710号。平成27年5月28日）